

印西市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～



平成27年2月改定

印西市通学路安全性向上検討会

1. プログラム作成の経緯

平成24年4月に京都市において児童の登校中における重大な交通事故が発生し、その後も各地で発生したことから、印西市教育委員会は、平成24年6月に通学路の危険箇所について市内小学校へ調査を行い、その結果をもとに緊急に通学路の危険箇所の点検及び対策を関係機関と進めてきました。

関係機関の連携を図るため、平成24年6月に「通学路安全性向上検討会」を設置し、印西市教育委員会及び印西市役所の関係部署により、検討を行いました。

その後に実施した通学路合同点検では、国道・県道の管理者である千葉県印旛土木事務所や交通管理者である印西警察署の参加により対策を検討しました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、平成24年12月に関係機関の連携体制を構築し、平成26年2月に「印西市通学路交通安全プログラム」を策定しました。本プログラムは次の関係者をメンバーとして、策定いたしました。

- ・ 印西市教育委員会指導課
- ・ 印西市都市建設部道路建設課
- ・ 印西市都市建設部土木管理課
- ・ 印西市市民部市民安全課※
- ・ 千葉県印旛土木事務所（危険箇所が県管理の国・県道の場合）
- ・ 印西警察署交通課（対策案が交通規制を伴う場合）

※庁内組織改編のため、R6より印西市都市建設部道路建設課に課名変更

2. 通学路

児童生徒の安全、安心な通学を保証するためには、通学路の安全管理が不可欠です。通学路については、「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令」（昭和四十一年四月一日政令第百三号）により、次のように定義づけられています。

第四条	法第六条第三項の政令で定める通学路は、次に掲げるものとする。
一	児童又は幼児が小学校（特別支援学校の小学部を含む。）若しくは幼稚園又は保育所（以下これらを「小学校等」という。）に通うため一日につきおおむね四十人以上通行する道路の区間
二	前号に掲げるもののほか、児童又は幼児が小学校等に通うため通行する道路の区間で、小学校等の敷地の出入口から一キロメートル以内の区域に存し、かつ、児童又は幼児の通行の安全を特に確保する必要があるもの

この法令に基づき、交通・防犯・防災等の面から安全だと判断される道路を校長が通学路として指定し、教育委員会が認定しています。

また、通学路の安全確保については、「印西市安全で安心なまちづくり推進条例」により、次のように定められています。

（通学路等における安全確保）	
第10条	市民、関係行政機関等、児童及び生徒（以下この条において「児童等」という。）の保護者及び学校の管理者は、市と連携して通学路等（通学路及びその沿道にある施設をいう。）における児童等の安全を確保するために必要な配慮を行うものとする。

3. 通学路の安全確保に係る関係者の主な役割（通学路安全対策検討協議会構成委員）

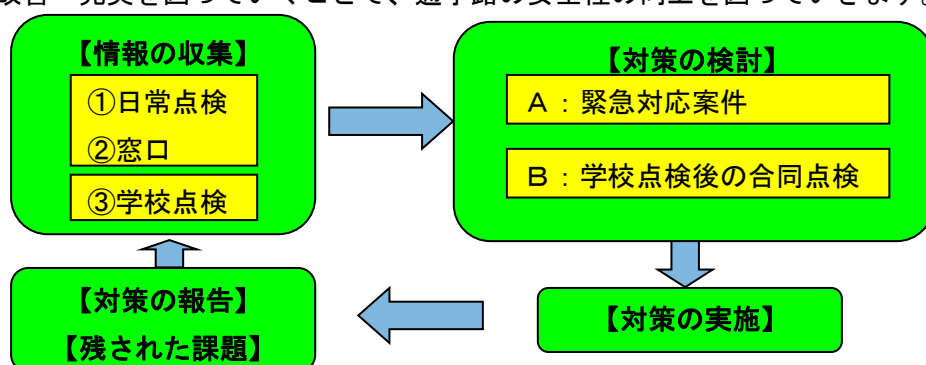
印西市教育委員会 指導課	・ 児童生徒への安全指導全般 ・ 各学校からの通学路危険個所の報告の取りまとめ（毎年8月） ・ 各学校からの通学路の安全確保に関する緊急対応案件の受付
印西市教育委員会 生涯学習課※	・ 市PTA連絡協議会からの通学路の安全確保に関する緊急対応案件の受付
印西市都市建設部 道路建設課	・ 市道の改良を伴う対策 ①歩道整備 ②道路の拡幅 (③ガードレール・柵設置) 等 ・ 千葉県印旛土木事務所への対策の依頼（県道・国道の場合）
印西市都市建設部 土木管理課	・ 市道の改良を伴わない対策 ①恒久的な交通安全施設の設置（交通規制・指示を伴わない対策） ②路面標示設置・再塗装（交通規制・指示を伴わない対策） ③除草、樹木の剪定・伐採、土砂除去への対応 等
印西市市民部 市民活動推進課	・ 交通安全関係諸団体や防犯関係諸団体、町内会からの交通安全に係る緊急対応案件の受付 ・ 市道への簡易な注意看板設置 ・ 印西警察署交通課への対策依頼（交通規制を伴う対策） ・ 町内会からの防犯等設置の要望受付（毎年7月末まで）
千葉県印旛土木事務所	・ 県道及び国道における対策への対応 ①歩道整備 ②路面標示の設置（交通規制を伴わないもの）
印西警察署交通課	・ 道路に関する交通規制を伴う対策への対応 ①信号機の設置 ②横断歩道の設置・再塗装 ③路面標示の設置（交通規制を伴うもの）
印西警察署生活安全課	・ 通学路の防犯面での対応
通学路安全対策アドバイザー	・ 通学路の安全対策に関わる指導、助言

※通学路安全対策検討連絡協議会への出席はなし

4. 取組方針

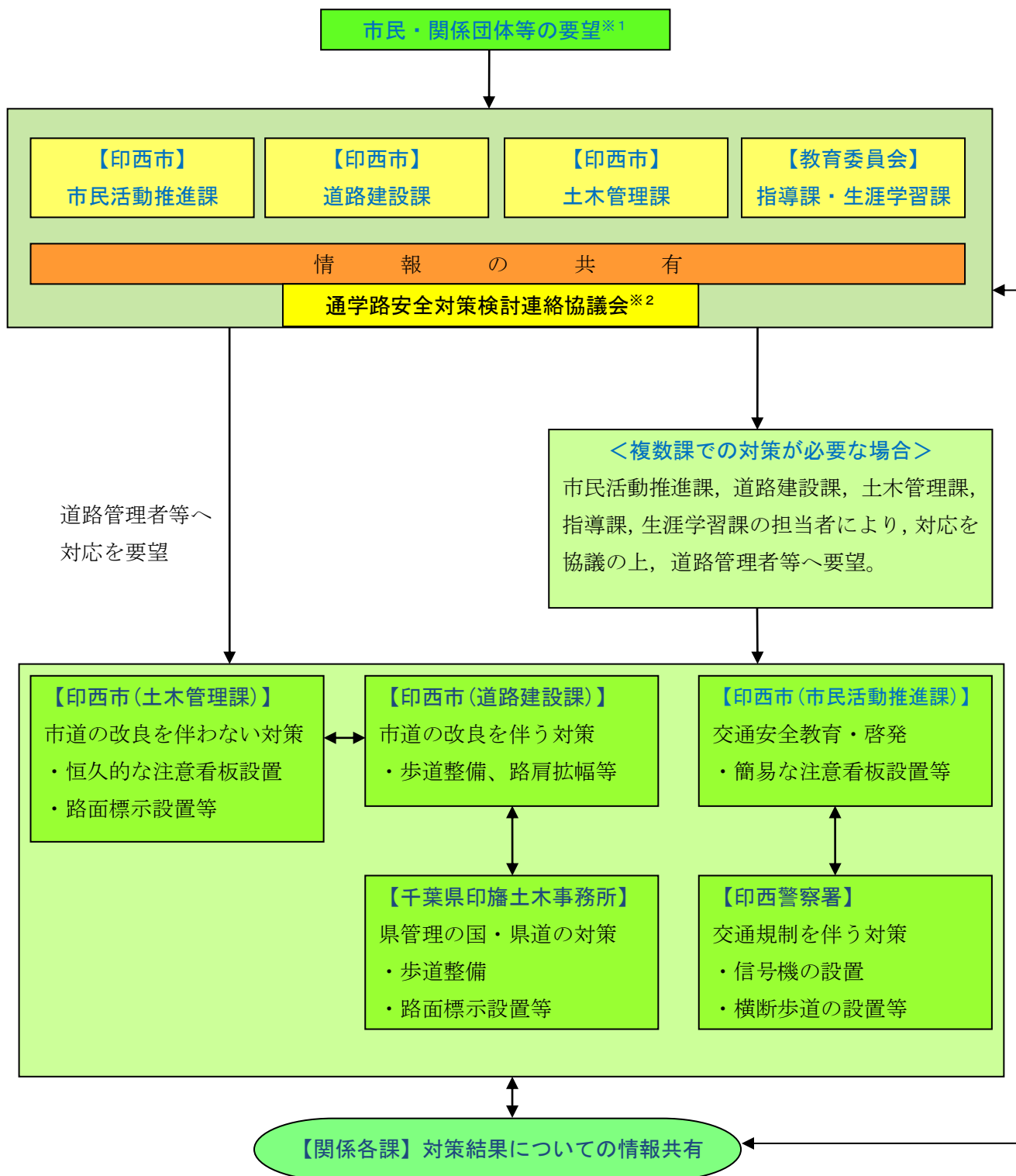
(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、日常点検や合同点検の実施、対策の効果把握、対策の改善・充実を図っていくことで、通学路の安全性の向上を図っていきます。



(2) 対策の流れ

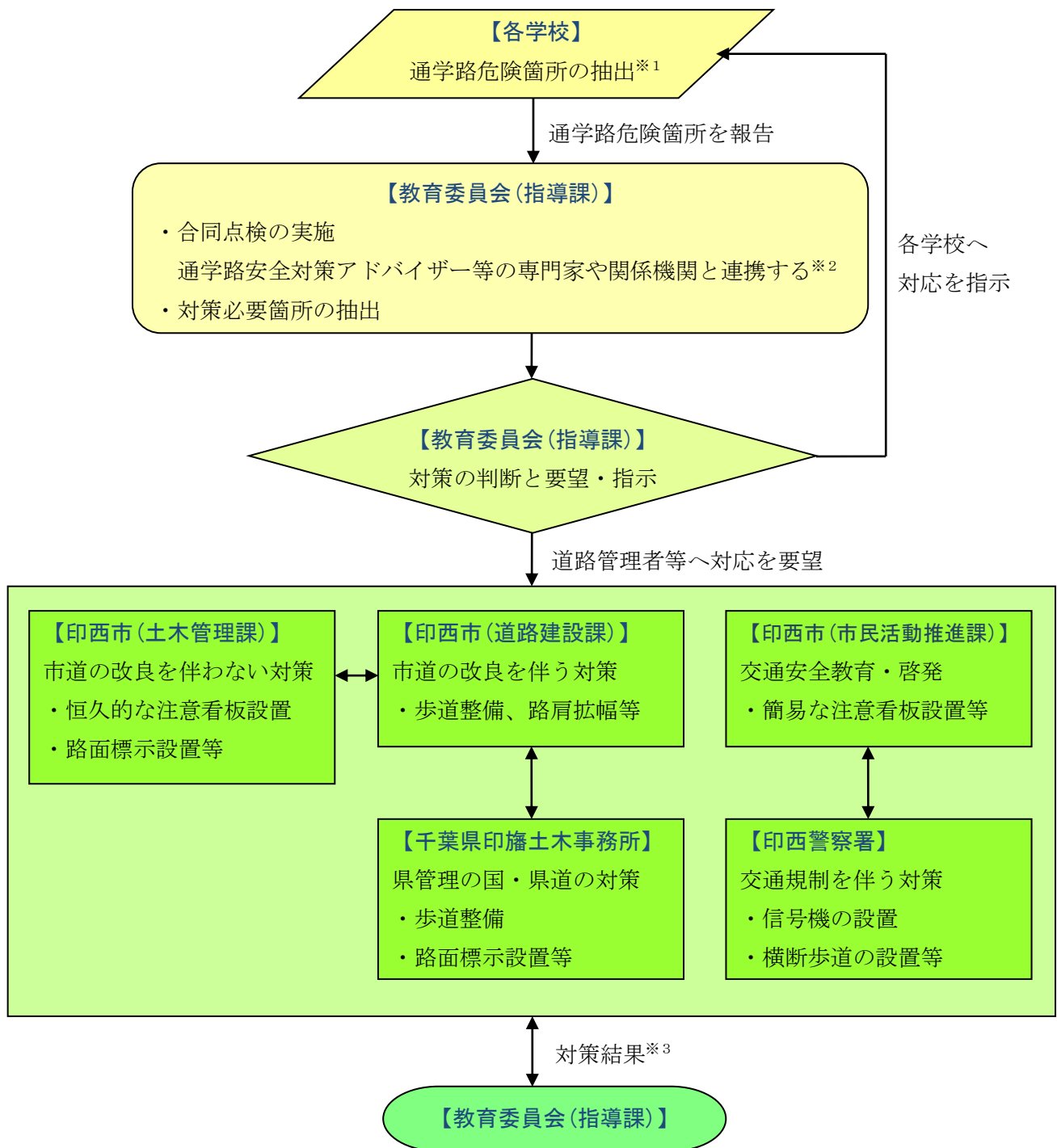
A 日常点検・窓口対応等におけるプログラムの実施



※¹ 通学路の安全確保に係る関係者の主な役割に基づき，関係団体等からの要望は上記の課で受付対応を行うことを原則とする。ただし，担当団体以外の課に要望があった場合も，その要望を受付けた後，関係各課で情報の共有を行うことで連携を図る。

※² 通学路安全対策連絡協議会構成委員は前ページ「3」参照

B 学校点検におけるプログラムの実施



※¹ 各学校は、学校関係諸団体の協力を得ながら通学路の危険箇所を抽出し、その内容を所定の様式にまとめて報告する。

※² 教育委員会(指導課)は児童の安全性と危険性を考慮し、通学路安全対策アドバイザー等の専門家や関係機関の助言を得ながら対策案を作成し、ソフト面の対応については各学校に指示し、ハード面(施設整備等)の対応については道路管理者等へ要望する。

※³ 教育委員会(指導課)は、各学校や道路管理者等に対策結果を確認し、対策効果の把握を行う。

(3) 定期的な合同点検

- ・市内小学校は、毎年、学校安全諸団体の協力を得ながら、通学路の危険箇所を抽出し、所定の様式にまとめ、8月末までに市教育委員会指導課に報告します。
- ・市教育委員会指導課は、通学路安全対策アドバイザー等の専門家及び関係各課・各機関と連携して合同点検を行い、対策必要箇所を抽出します。【対策が必要な状況】



(4) 対策の検討

- ・市教育委員会指導課は、個々の対策必要箇所について、学校からの対策希望案をもとに、通学路安全対策アドバイザー等の専門家及び関係各課・各機関の助言を得ながら対策案を作成します。
- ・関係各課・各機関は、市教育委員会指導課作成の対策案をもとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。
- ・「通学路安全対策検討連絡協議会」を開催し、通学路について関係各課で情報交換、対策の進捗状況の確認も行います。(原則：毎月2回目の水曜日に実施する。)

(5) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。
- ・関係各課・各機関の分担は、原則的に「(2) 対策の流れ」のとおりです。

(6) 対策効果の把握

- ・対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果を得ることができたのか、また、児童が安全になったと感じているのか等を確認するために、市教育委員会及び小学校、関係各課は現地調査などを行います。



【対策実施後】

(7) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果をふまえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 点検結果及び対策案一覧の公表

- ・小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、小学校ごとの「点検結果及び対策案」の一覧表を作成し、市ホームページで公表します。

[印西市通学路交通安全プログラム]

平成 26 年 2 月 策定

平成 27 年 2 月 改定

平成 30 年 4 月 記載内容一部変更

令和 3 年 9 月 記載内容追加

令和 6 年 4 月 記載内容一部変更

令和 7 年 3 月 記載内容一部変更